

令和 2 年 8 月 13 日

課外活動団体・サークル

一般学生 各位

危機管理室長

夏季休業期間中の課外活動再開について

令和 2 年 3 月 30 日付けで大学公認の学生団体による活動について当面の間禁止としていましたが、夏季休業期間（8 月 17 日～9 月 30 日）の学内での活動に限り、大学が定める感染症対策や「夏季休業期間中におけるサークル活動再開のガイドライン」に基づき、学生支援課へ「活動計画書（夏季休業期間）」を提出・申請することを条件に再開を許可することとします。

【本件担当】

学生支援課学生生活支援係

TEL : 0155-49-5307